

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第581号

2013年（平成25年）8月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）7月31日付けで諮問（第581号）された個人の市民税及び県民税の賦課事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、昭和29年9月20日付「税務運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項」に基づいて実施している。このなかで、確定申告書のデータや添付資料等について、相互協力をもとに地方税から税務調査等を実施している。併せて、国税、地方税賦課徴収に関する資料、情報の収集、交換に関する事項についても協力を実施し、市民税県民税の正確な賦課事務を遂行している。

従来は年1回、藤沢税務署より紙ベースのデータで收受していたが、平成25年6月以降は「国と地方団体との資料情報等の相互提供における電子的送付について」（総税企16号 平成25年2月8日付）の通知に基づいて、藤沢税務署から紙ベースでのデータの引渡しは出来なくなり、データ送信のみとなると説明を受けた。「配当・報酬等の支払調書等」の事務については、国税庁の取り扱いであり、各税務署では運用を変更できないことからコンピュータ処理が必要となるものである。

国税及び地方税の申告が、近年発達の著しいITを活用して電子的に行われる方法が普及しつつある中で、平成23年1月から「所得税

申告書等の地方団体への電子的送付」である「国税データ連携」が開始され、今回更なる事務の効率化を図る施策として、この確定申告書の電子的データ送信に加え、新たに「配当・報酬等の支払い調書等」の提供を行うこととされた。従来は紙ベースのデータで収受していたものを、国税連携データに追加して、電子的データで送信されることとなったため、国税連携データのコンピュータ処理については、平成22年12月9日付け諮問（第455号）で「適当である」と承認されており、新たにコンピュータ処理されるデータが追加となることから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、「国と地方団体との資料情報等の相互提供における電子的送付について」とあるが、地方団体から国へ提供する情報として、扶養是正情報を現在も紙ベースでは国に提供しているが、これについては、各団体の準備が整い次第順次となっており本市としては、これを電子的データで提供するにはシステム改修を必要とすることから、実施について検討中であるためこれについては時期等も未定となっており、今回は国から地方団体への電子的データの受信のみ、諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性

今回、「国税連携」に追加された「資料情報等の相互データ提供」により、昨年度までは紙ベースのデータで藤沢税務署より収受していた「配当・報酬等の支払い調書等」について、今年度からは紙ベースのデータでの提供はされず、指定法人である地方税電子化協議会からASPベンダーを経由しコンピュータを利用して、「配当報酬等の支払調書等」のデータを受信することになる。これについては、各地方自治体の独自判断で電子的データを受信しないことはできない。

このデータの利用方法は、本来は申告及び課税対象である配当・報酬等の所得について、未だ申告がされていないものを抽出確認し、本来は申告すべき所得があるものについては本人通知にて申告を促し、その上で申告されないものについては、賦課をし納税通知書を送付していた。このデータがないとこれらの事務に支障をきたすこととなり、適正な課税及び課税の公平性を担保することができない。

(3) コンピュータ処理の内容

国税庁から送信されたデータは、L G W A N回線を通じて、指定法人、本市と契約したASP事業者を経由して本市のe L T A X受信端末にて受信する。

(4) ASP利用契約

e L T A X（年金特徴・国税連携）ASPサービス利用契約をASPベンダーである株式会社NECと契約しており、今回新たに受信する「配当・支払調書等のデータ」も国税のデータであるためこの契約のメニュー追加であり、現状の契約を生かし受信する。なお、技術基準については、現在、平成25年総務省告示第206号に変更となっているが、この変更については株式会社NECと覚書を締結し、新たな技術基準に

沿った内容で事務を進める。

(5) コンピュータ処理をする個人情報

ア 「配当調書」

受取人住所，受取人氏名，受取人フリガナ，受取人生年月日，支払者所在地，支払者名称，株式種類，株式口数，新株口数，配当等金額，源泉徴収税額，1株あたり配当金額，支払確定年月日

イ 「報酬調書」

受取人住所，受取人氏名，受取人フリガナ，受取人生年月日，支払者所在地，支払者名称，報酬区分（報酬の種類），報酬細目（支払い月数），支払金額，源泉徴収税額，社会保険料

(6) 資料情報等の相互データ提供の仕組み

資料2のとおり

ただし，現時点では，本市から国税庁にデータ送信するためには基幹システム改修を実施しなければ不可能であり，予算措置を伴うため，受信のみ実施し，送信は実施しない。なお送信を実施する際は現時点では時期未定だが諮問する。

(7) 安全対策について

ア 国税連携スキーム全体における安全対策

国税連携導入時，国税データ連携開始にあたり税情報が納税者個人の秘匿すべき重要な情報であることを踏まえ，セキュリティが確保された信頼性のあるシステムが構築されており，今回の配当・支払調書等の電子的送信については総務省及び総務大臣が定める基準に準じて実施することとなっており，本市においては，既にこの基準に沿った指定法人，ASPベンダーを経由しそのシステムを利用することで安全確実に実施する。

(ア) 政府より，地方団体に国税データを電子的に送信する場合には，総務省令及び総務大臣が定める基準に従うこととされている。

総務省より，国税連携ネットワークセキュリティを担保する技術基準として総務省告示第284号「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」が策定され，従うこととされている。今回，この技術基準が平成25年5月10日付けで全面改正され，技術基準が新たに総務省告示第206号として告示された。この配当・支払調書等のデータ送信についてはこの技術基準に準ずることとされている。

(イ) この国税連携ネットワークシステムとは，市区町村サーバ，都道府県サーバ，指定法人サーバ，（指定法人とは「一般社団法人地方税電子化協議会」をいう。）端末機，電気通信関係装

置（ファイアウォールを含む）、電気通信回線（政府サーバと指定法人サーバを結ぶものを含む。）プログラム等により構成され、政府が関係書類（地方税法昭和25年法律第226号）第46条第5項、第72条の59第1項、第325条、第354条の2、第605条又は第701条の55第1項に規程する関係書類をいう。）に記載すべき事項を送信し、指定法人が当該事項に係る通信の交換を行うとともに、当該事項を都道府県サーバ又は市区町村サーバに備えられた記憶媒体に当該関係書類に記載すべき事項を記録するためのシステム。

(ウ) 国税連携ネットワークシステムの監査

指定法人は国税連携ネットワークシステムの企画、開発及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について、外部監査を実施し、その結果に基づき国税連携ネットワークシステムの改善を行うこととされている。（平成25年総務省告示第206号）、国税連携ネットワークシステムでの送受信の際は、暗号化処理を行い、LGWAN回線を使用して送信することとなっている。

(エ) LGWAN回線とは

総合行政ネットワークの略称。

(Local Government Wide Area Network)

地方公共団体における電子自治体の基盤として整備。すべての地方公共団体を収容可能な行政内に閉じたネットワークをいい、高度なセキュリティを確保しているネットワーク回線のこと。

(8) 実施時期

2013年（平成25年）8月8日以降

(9) 提出資料

ア 資料1 国と地方団体との資料情報等の相互提供における電子的送付について

イ 資料2 資料情報等の相互データ提供のしくみ

ウ 資料3 電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）

エ 資料4 個人情報取扱事務届出書

オ 資料5 eLTAX（年金特徴・国税連携）ASPサービス利用契約書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回、「国税連携」に追加された「資料情報等の相互データ提供」により、昨年度までは紙ベースのデータで藤沢税務署より収受していた「配当・報酬等の支払い調書等」について、今年度からは紙ベースのデータでの提供はされず、指定法人である地方税電子化協議会からASPベンダーを経由しコンピュータを利用して、「配当報酬等の支払調書等」のデータを受信することになる。これについては、各地方自治体の独自判断で電子的データを受信しないことはできない。

このデータの利用方法は、本来は申告及び課税対象である配当・報酬等の所得について、未だ申告がされていないものを抽出確認し、本来は申告すべき所得があるものについては本人通知にて申告を促し、その上で申告されないものについては、賦課をし納税通知書を送付していた。このデータがないとこれらの事務に支障をきたすこととなり、適正な課税及び課税の公平性を担保することができない。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、国税連携スキーム全体における安全対策について、次のように述べている。

国税連携導入時、国税データ連携開始にあたり税情報が納税者個人の秘匿すべき重要な情報であることを踏まえ、セキュリティが確保された信頼性のあるシステムが構築されており、今回の配当・支払調書等の電子的送信については総務省及び総務大臣が定める基準に準じて実施することとなっており、本市においては、既にこの基準に沿った指定法人、ASPベンダーを経由しそのシステムを利用することで安全確実に実施する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

